

図 3-4 付加・整備された諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（整備・付加された諸要素）

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	64 舗装	65 観光駐車場
<p>写真</p>		
<p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p>	<p>倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらかわし主体とする。</p>	<p>史跡指定地南端に整備された観光用駐車場。アスファルト舗装。誘導員が配置される。曜日、日時によって混雑が見られる。</p>
66 遊歩道（石畳）	67 12号棟脇石張り舗装	68 緑地公園／遊歩道
		
<p>観光客の増加に伴い、ケヤキ並木の根系保護のため、平成元年（1989）に設置された。 山居倉庫を代表する景観の一部として認知されてきたが、歴史的根拠に従った整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性も懸念される。</p>	<p>12号棟への導入路として、南東面に石張り舗装が施される。 石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性も懸念される。</p>	<p>緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。</p>
69 みどりの里山居館	70 駐輪場・喫煙所	71 公衆便所
		
<p>史跡指定地南西部に位置する農産物直売所。野菜、果物、生産者手作りの加工品、惣菜等を販売する。 史跡指定以前に建築されたもので、史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>みどりの里山居館の北側に位置する。木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景観に配慮されている。 駐輪場は酒田駅前観光案内所（ミライニ内）をはじめ市内各所で観光自転車の貸出し（無料）が行われているため、有効に活用されている。</p>	<p>東宮殿下行啓記念研究室北側に位置する。木造瓦葺。外壁縦板張り。史跡の歴史的景観に配慮されている。</p>

<p>72 新井田川手摺／木製</p>	<p>73 新井田川手摺／鋼製</p>	<p>74 敷地境界／フェンス</p>
		
<p>東宮殿下行啓記念研究室から指定地北側の実生橋南袂までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干と同一意匠で統一され、史跡の歴史的景観に配慮されている。 木材保護塗料に劣化が見られる。</p>	<p>観光駐車場東面、新内橋袂から生垣までの間、新井田川の護岸上に設置される。 一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡の歴史的景観に配慮されている。</p>	<p>指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）に設置される。 一般的な金網フェンスで、一部は色調も史跡の歴史的景観に配慮されていない。修景等に向けて隣地所有者との協議が必要となる。</p>
<p>75 百葉箱</p>	<p>76 緑地公園</p>	<p>77 生垣／西面石垣上</p>
		
<p>木製。気象観測のために設置。測器を日射から遮蔽するとともに雨や雪から保護する。 木材保護塗料に劣化が見られる。</p>	<p>赤場、南側荷揚場の南側一画が緑地公園として整備されている。 芝生が地表面を覆い、遊歩道と休憩用のベンチが設置される。</p>	<p>創建当初の敷地造成の石垣上に植栽され、隣地境界との目隠しを担う。 成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。</p>
<p>78 生垣／東面護岸上</p>	<p>79 看板・サイン／施設看板</p>	<p>80 看板・サイン／解説板</p>
		
<p>新井田川の護岸上に植栽され、法面上部からの転落防止を担う。 成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。</p>	<p>「山居倉庫」看板はコンクリート製、「酒田夢の倶楽部」「山居館」看板はスチール製。このほか、建物の壁面に施設名称、入館案内等が設置される。 史跡指定以前に設置されたもので、史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>木製。建物や構成要素に関する解説を記載する。 文化財解説は庄内米歴史資料館で行われる。屋外の解説板は局所的なものに留まり、全体的な計画性に乏しく、史跡の価値を十分に説明できていない。</p>

<p>81 看板・サイン／保存樹表示板</p>	<p>82 看板・サイン／誘導看板</p>	<p>83 看板・サイン／観光マップ・観光案内</p>
		
<p>ステンレス製。酒田市樹木等の保存に関する要綱に基づいたケヤキ並木の保存樹指定を示す。</p>	<p>木製。ペンキの文字・矢印で敷地内の誘導を行う。このほか、建物壁面に庄内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤキ並木等への誘導看板が設置される。ペンキが劣化し、文字・矢印が認識できないものがある。</p>	<p>木製。12号棟南側と山居橋袂に観光マップが各1か所、駐輪場北側に観光案内が1か所設置される。周辺の地図及び観光地を示す。12号棟南側の観光マップと駐輪場北側の観光案内が直近にあり、内容が重複するため、本計画策定期間中に12号棟南側を史跡の解説板に変更した。</p>
<p>84 看板・サイン／デジタルサイネージ</p>	<p>85 看板・サイン／顔出しパネル</p>	<p>86 看板・サイン／注意喚起板</p>
		
<p>スチール製。12号棟南面に設置されたデジタルサイネージ。活用されていない。</p>	<p>スチール製。12号棟南面に設置された酒田市公認マスコットキャラクターの顔出しパネル。来場記念撮影用。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同行の禁止、山居橋の通行規則（以上：木製）、駐車禁止区画、通行止（以上：鋼製）等に関する注意喚起を示す。文化財の保存・活用に関するものと施設の管理・運営に関するものが混在している。継続的な設置が必要なもの、不要となるものの整理が必要である。</p>
<p>87 看板・サイン／危険物標識</p>	<p>88 看板・サイン／街区表示板</p>	<p>89 看板・サイン／埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)</p>
		
<p>スチール製。事務所棟西面、東宮殿下行啓記念研究室北面に設置される。消防法に基づく少量危険物貯蔵取扱所の表示板。</p>	<p>スチール製。1号棟北東隅、事務所棟西面の藤棚に設置される。住居表示に関する法律に基づいて市が設置を行ったもの。材料や塗装に劣化が見られる。</p>	<p>ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界杭が設置される。</p>

<p>90 自動販売機</p>	<p>91 12号棟脇手摺・車止め</p>	<p>92 車止め／1号棟脇</p>
		
<p>12号棟南側、みどりの里山居館北側に設置される。 12号棟南側は史跡の歴史的景観に配慮した色調であるが、みどりの里山居館北側は史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。設置管理者との協議が必要。</p>	<p>12号棟「夢の倶楽」への導入路として、南東面に石張り舗装が施され、脇にステンレス製の手摺及び車止めが設置される。</p>	<p>両脇の木製柱と中央のスチールパイプ製の車止めの間にチェーンを張る形式とする。</p>
<p>93 車止め／12号棟脇</p>	<p>94 オープンテラス／デッキ</p>	<p>95 オープンテラス／テーブル・ベンチ</p>
		
<p>ステンレス製のポールにチェーンを張る形式とする。</p>	<p>11号棟と12号棟の間に位置するケヤキ並木を利用したオープンテラス。デッキの色調は史跡の歴史的景観に配慮されている。</p>	<p>木製ベンチは史跡の歴史的景観に配慮されている。アルミ製のテーブル・椅子は配慮が不足しているが、耐候性に考慮したものとなっている。</p>
<p>96 ベンチ／石造</p>	<p>97 ベンチ／木造</p>	<p>98 緑地公園／ベンチ（樹脂製）</p>
		
<p>三居稻荷神社東側、1号棟北側等に大きな切石が置かれ、ベンチとして用いられる。</p>	<p>1号棟東面（山居橋袂）に木製ベンチが設置される。</p>	<p>緑地公園内に樹脂製のベンチが設置される。</p>

<p>99 電気・照明器具／街灯（山居橋袂）</p>	<p>100 電気・照明器具／夜間照明・ライトアップ用照明</p>	<p>101 電気・照明器具／制御盤</p>
		
<p>山居橋の袂に設置される街灯。基礎石に木製柱を立てて灯具を設ける。2基1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と調和を図った意匠とする。</p>	<p>建物外壁等に夜間照明、ライトアップ用の照明器具が設置される。</p>	<p>6号棟北側に倉庫群外部照明器具の制御盤が設置される。外壁に色調を合わせ、史跡の歴史的景観に配慮する。</p>
<p>102 屋外機械類／クーリングタワー</p>	<p>103 屋外機械類／空調室外機</p>	<p>104 燃料置場／プロパンガスボンベ</p>
		
<p>6号棟北側に倉庫冷房機の冷却を担うクーリングタワーが設置される。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>活用に応じて、各建物の外部に空調室外機が設置される。地表面に直置きするものと、建物に壁付けされるものがある。人目に付く場所のものは史跡の歴史的景観に配慮した色調や木箱で覆う等の修景を施すが、一部の室外機は歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>東宮殿下行啓記念研究室の燃料として使用される。建物外部に直置きとする。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>
<p>105 燃料置場／灯油タンク</p>	<p>106 消火栓・水道管</p>	<p>107 消火器具置場</p>
		
<p>事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。史跡の歴史的景観に対する配慮が不足している。</p>	<p>指定地内に地上式消火栓が3本所在する。指定地内には山居倉庫の水道管が埋設されているが、老朽化している可能性がある。また、周辺地域の配水管とループ化されているため、水需要量と消防水利を踏まえ、更新及びループ化の解消に向けた検討が必要である。</p>	<p>各所に木製・赤色の箱を設け、消火器具（消火器、消火用バケツ等）を納める。一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。</p>

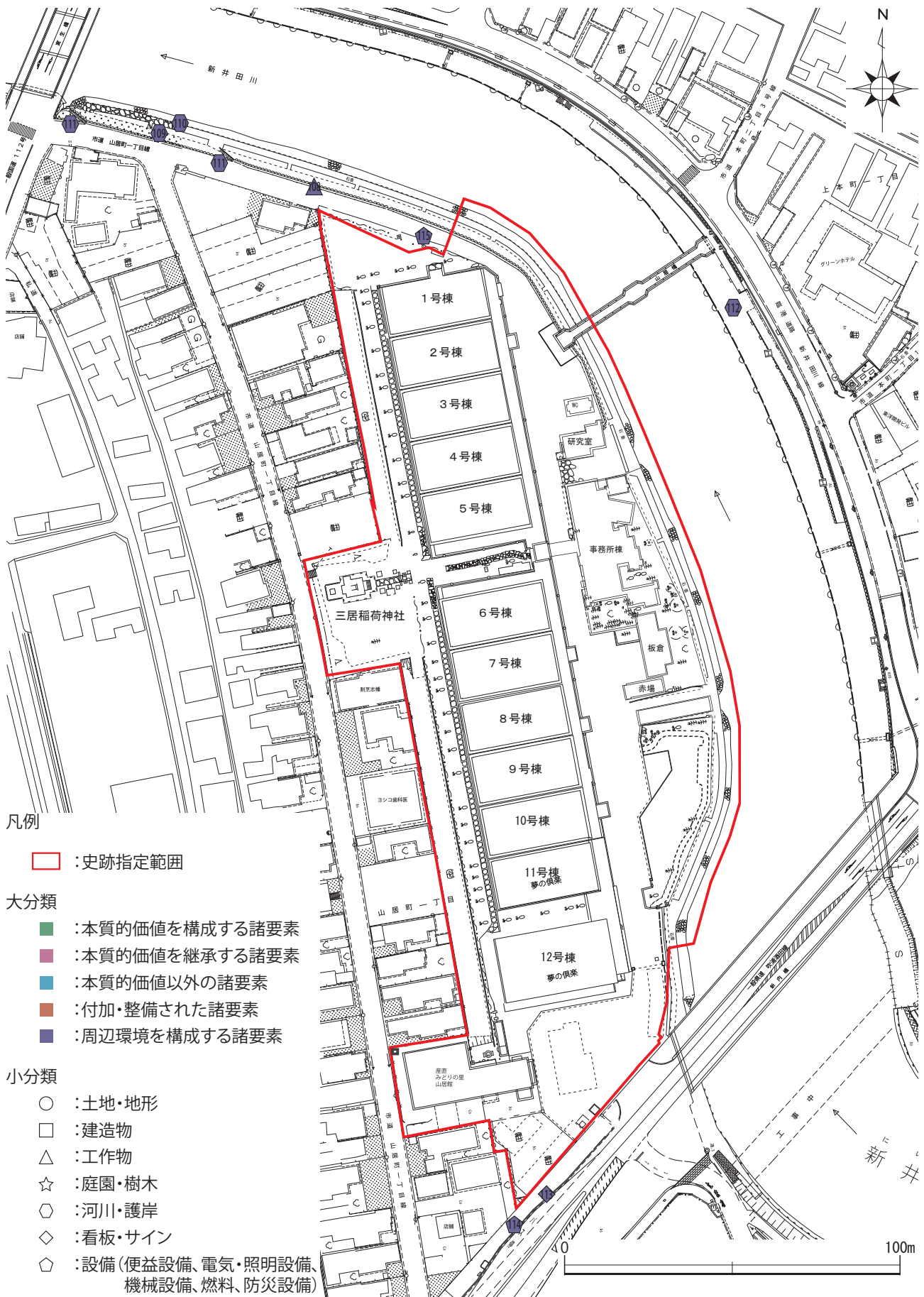


図 3-5 周辺環境を構成する諸要素 位置図

諸要素の現状と課題（周辺環境を構成する諸要素）

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】	108 新井田川手摺/木製	109 新井田川護岸/法面石垣
<p>写真</p>		
<p>構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点</p>	<p>東宮殿下行啓記念研究室から指定地北側の実生橋南袂までの間、新井田川沿いに設置される。1号棟脇の車止めから北側は指定地外に位置する。山居橋欄干と同一意匠で統一され、史跡の歴史的景観に配慮されている。木材保護塗料に劣化が見られる。</p>	<p>東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂まで、法面石垣が旧来の状態で残されている。1号棟脇の車止め付近から北側は指定地外に位置する。ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがある。</p>
110 新井田川護岸/護岸根固め・松杭	111 新井田川護岸/石段	112 新井田川護岸/右岸護岸
		
<p>護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂から指定地北側の実生橋南袂まで石敷の状態に残されている。このうち新内橋南袂の一部及び1号棟脇の車止め付近から実生橋南袂までは指定地外に位置する。根固め先端には松杭が並ぶ。松杭上端に腐食が見られる。</p>	<p>市道山居町一丁目線と新井田川の川岸をつなぐ石段。指定地外に2か所設けられる。雑草の繁茂が見られる。</p>	<p>コンクリートの護岸。指定地对岸（新井田川右岸）は港湾管理となる。屋形船等の船舶が係留される。</p>
113 道路誘導標識	114 バス停	115 電気・照明器具/引込柱
		
<p>観光駐車場の前面道路に設置される。</p>	<p>山居倉庫最寄りのバス停。指定地の道路向かいにある駅前方面のバス停は史跡への配慮が見られる一方、指定地側のバス停は簡素なものとなっている。</p>	<p>コンクリート製電力引込柱。指定地内を避けて立てられており、建物への電力引込は架空線による。</p>

第4章 現状・課題

1. 保存に関する現状と課題

保存に関する現状と課題の概要・重点事項を表4-1に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの保存に関する課題は図4-1及び表4-2に示す。

表4-1 保存に関する現状と課題の概要（赤太字：重点事項）

項目		現状と課題
保存	土地・地形	施設の変遷に伴い、地業・建物・工作物等の地下遺構が残されている。今後の整備・管理に向けて破壊のないよう十分な調査と管理が必要である。
	建造物、工作物、河川・護岸	建造物・工作物・護岸等について保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が必要である。
	庭・緑地・樹木	ケヤキ並木の樹勢衰退が見られ、樹勢回復の措置が求められる。
防災・防犯	防災（地震・津波、火災、風水害、雪害、落雷）	各災害に対する被害想定や影響箇所を明確にし、整備・管理の対策が必要である。（建造物への耐震性能向上、防災設備の設置、樹木の剪定・冬季管理など）
	防犯	防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備が必要である。活用方法に対する立入制限区域の設定について検討が必要である。
	防災・防犯の体制	災害に対する来訪者等への注意喚起（人的被害の予防）や、災害発生時に運用する避難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制の構築と周知が必要である。
調査	現存遺構・地下遺構	今後の調査・整備に伴う建造物の補足調査が必要である。史跡整備に伴ってやむを得ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。
	建造物・工作物	今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等の整理が必要となる。
	史料	文化財価値の向上に向けて継続的な調査が求められる。
	樹木	樹勢回復の傾向について、モニタリングの方法・内容を定め、記録に努める必要がある。

（1）保存に関する現状と課題

① 土地・地形

山居倉庫は、文献記録によると創建時に一丈二尺（約3.6m）の盛土が行われたとされ、指定地西面に組まれた石垣部分の発掘調査により盛土の実施が明らかとなっている。施設の変遷に伴い、地下に残された地業・建物・工作物等の地下遺構については、整備に際して破壊のないよう十分な調査と管理が必要である。

なお、指定地西面の石垣は三居稻荷神社を境に北側は空積であるが、南側は練積となっているため、南側は後年の改修が窺える。北側空積には乱れが生じているが、南側練積は目地の抜け等は見られない。今後は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する必要がある。

指定地の舗装は大きく二つに分けられ、観光駐車場～倉庫群東側は（庭園部分を除いて）アスファルト舗装、倉庫群の西から北側は表土あらわしを主体とする。表土あらわしの範囲は表土流出による地形の変化に注意が必要である。

ケヤキ並木から三居稻荷神社社殿に至る参道は両側面を縁石とし、中央面はモルタル塗り洗い出し仕上げとしている。縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。

表 4-2 構成要素ごとの保存に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題	
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		表土あらかわしの範囲は表土流出による地形の変化に注意が必要である。	
		2		地下遺構	史跡の整備に際して地下遺構に破損のないよう管理が求められる。 土地造成の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地下遺構の確認・記録が求められる。	
		3	三居稲荷神社	境内（土地）		縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上の支障はないように見られる。
		4		参道		石積に乱れが生じており、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。
		5	西面石垣	北側（空積）		比較的安定した状態に見られるが、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。
		6		南側（練積）		
	建造物	建造物共通事項				活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見られ、修復が必要である。 活用（建物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。
		20	三居稲荷神社	社殿（本殿・拝殿）		本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿ともに土台・柱・縁束の脚部付近に腐食が確認されるため、修復の検討を要する。
		21	事務所棟			屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。 春～秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟（金庫室）及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建物の劣化部分（隙間・亀裂等）を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
		23	東宮殿下行啓記念研究室			
		24	板倉			車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない。修復又は修景が求められる。
		25	赤場			屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。
		工作物	27	三居稲荷神社	社標	
				灯籠		
	31			玉垣		各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が見られ、修復が必要である。
	33		事務所棟	庭板塀		各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られ、修復が必要である。
	34		敷地境界	柵（敷地北端）		丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項				落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による木部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている。強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。 下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		35	ケヤキ並木	ケヤキ		樹勢衰退の傾向が見られ、回復の措置が必要である。 根系が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の状態にある。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
本質的価値を構成する諸要素	河川・護岸	護岸共通事項			石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。
		41	新井田川護岸	法面石垣	春～秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
		42		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。
本質的価値を継承する諸要素	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の徹底が求められる。
	工作物	50	藤棚（事務所棟西面）		鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項			本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		51	ケヤキ並木	切株	保存管理上の取扱いが定められていない。
河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣（モルタル補修済）	対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春～秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も担っているため、繁茂抑制の可否については検討を要する。一方で、景観保全のため除草管理に努める必要がある。	

なお、山居倉庫の米穀倉庫としての使用は令和4年度で終え、土地建物は公有化される予定である。

② 建造物

明治26年（1893）に建築された2～7号棟、明治27年（1894）に建築された8～10号棟、明治28年（1895）に建築された1号棟・11号棟、大正5年（1916）に建築された12号棟、合計12棟の米穀倉庫が建ち並ぶ。倉庫群東側には、北から東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟・板倉・赤場といった事務機能を担う建造物が並び、倉庫群西側には三居稲荷神社が鎮座する。

建物群の多くは全国農業協同組合連合会山形県本部の管理によって、比較的健全な状態を保っている。ただし、活用・整備に向けては保存状態の詳細調査を行い、恒久的な保存に向けて、必要に応じた修復の実施が求められる。

現在把握される劣化・破損として、事務所棟・赤場の屋根・外壁等に使用される金属板に錆・波打ちが認められる。また、雨樋が未設置の範囲では、雨水が地表面で跳ねることで、外壁縦板張りの下部に腐朽が見られ、腐朽が下地・躯体に至る前に修復が必要である。なお、板倉は車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない状況にあり、修復又は修景が求められる。

東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟（金庫室）は、新井田川護岸に繁茂するツタが当該建物の外壁や軒に及び、隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、繁茂抑制に努める必要がある。

三居稲荷神社社殿は、本殿基壇（練石積）の目地材が一部失われており、拝殿・本殿ともに土台や柱・縁東の脚部付近に腐朽が確認され、修復の検討が必要である。

③ 工作物

史跡の歴史的景観を形成する工作物として、三居稲荷神社境内にある鳥居・社標・灯籠・玉垣・石段等があげられる。年紀・使用材料・工法等を見る限り、本殿の建築を行った大正時代から周囲の区画整理事業が行われた戦後のものが混在する。主に鉄材で製作されているもの（玉垣・社標の柵）は錆が認められる。また、柱が鉄筋コンクリートで作られる玉垣は鉄筋の錆膨張による亀裂が各所に見られる。石材で独立するもの（社標・灯籠）については、地震による倒壊が懸念される。